

平成27年度 第2回

北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会及び
北杜市地域包括支援センター運営協議会 会議録

- 1 開催日時 平成28年3月30日(水) 午後1時30分～3時50分
- 2 開催場所 北杜市役所 西会議室
- 3 出席委員 11名

[委員]

茅野 光一郎 委員	藤波 弘子 委員	横内 真澄 委員
清水 元義 委員	原 満里子 委員	中山 眞理子 委員
小澤 ちよみ 委員	浅川 忠良 委員	仲澤 幸雄 委員
日野水 丈士 委員	小坂井みちい 委員	

[市側(事務局含む)]

市民部長 平井 光	介護支援課長 中嶋 登美子	介護保険リーダー 曾谷 えり子
福祉部長 茅野 臣恵	介護支援課指導監 三井 ひろみ	介護保険担当 矢崎 大脩
福祉課長 平島 長生	保健指導監リーダー 廣瀬 佐智子	
健康増進課長 浅川 辰江	包括支援リーダー 浅川 享子	

4 議題

- (1) 地域密着型サービス事業所指定に係る事業者選定について
- (2) 平成27年度介護給付費等実施について
- (3) 平成28年度地域支援事業計画案について

5 資料

- 資料1 地域密着型サービス事業所指定に係る事業者選定について
- 資料2 平成27年度介護給付費等実施について
- 資料3-1 住民主体型介護サービス事業費補助金交付要綱(案)
- 資料3-2 地域支援事業交付要綱抜粋
- 資料3-3 介護支援ボランティア事業実施要綱(改正案)
- 資料3-8 認知症初期集中推進事業実施要綱(案)
- 資料3-8 認知症地域支援ネットワーク推進会議設置要綱(案)
- 資料3-9 介護用品支給事業実施要綱(案)

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人数 0人

8 委員会内容

① 開会のことば（中嶋介護支援課長）

② 会長あいさつ

③ 議事録署名人選出について

原委員、浅川委員に決定。

また、情報公開の一環で傍聴人席を設けていたが、本日はいないことが報告される。

⑤議事

(1) 地域密着型サービス事業所指定に係る事業者選定について

事務局から、資料1に基づき説明。

【主な説明事項】

- ・第4次ゆうゆうふれあい計画において、今期計画中に認知症対応型共同生活介護を塩川・釜無川地区に1カ所整備する計画になっている。
- ・本年2月に公募したところ2法人から申請があった
- ・地域密着型サービス事業審査委員による審査の結果、白州町白須地区に施設整備を計画した一般社団法人だんだん会を選定

(審議の結果)

市長からの諮問を原案どおり承認し市長へ答申する。

(質疑・意見)

委員：もう一つの選に漏れた法人との比較というかポイントは何だったのでしょうか。

事務局：主に地域との連携や実施場所又利用者に配慮した施設整備などがポイントとなっています。特に評価の差が出たのは、実施場所と事業の内容でありました。

委員：場所はどこか。

～事務局より2法人の実施場所の説明～

委員：一般社団法人だんだん会の具体的な内容を教えてください。

事務局：法人の代表は北杜市にお住まいの方です。1月に法人を立ち上げたばかりのため実績はありません。代表者は看護師で、北杜市に転入してこられる前は東京でグループホームを立ち上げてきた実績があります。

(2) 平成27年度介護給付費等実施について

事務局より、資料2に基づき説明

【主な説明事項】

- ・人口と高齢者数の推移
- ・要介護認定者の推移
- ・要介護認定者の介護度別内訳
- ・介護・介護予防給付費の計画値と実績値 他
(質疑・意見)

委員：要介護度認定者の介護度別内訳で、軽度者の要支援1や2方が減っているとのことだが、北杜市の認定基準が厳しいということなのではないでしょうか。

事務局：平成27年度の制度改正により、要支援者の通所介護と訪問介護が新しい総合事業に移行したことに伴う減少です。認定を受けなくても総合事業のサービスは受けられるからです。

委員：認定を受けなくてサービスが受けられるというのは、どういうことなのではないでしょうか。

事務局：認定を受けなくても今までどおり通所介護と訪問介護が受けられます。認定というと訪問調査等を行い認定審査会をとおして結果が出るのですが、それとは別に基本チェックリストの項目に該当する方が対象となりますので早い期間でサービスの利用ができるという利点があります。

委員：利用する側から言うと、今までのサービスが受けられなくなるのか利用料はどうなるのかなど、その様な不安があったのですが今までどおりサービスが利用できるというのはありがたいことです。

委員：最近報道で北杜市は介護保険料が安いと言われているので、市全体の財政は大変だが、介護保険財政は健全財政であるということですね。

委員：軽度者が約400人、中度者約700人、重度者が約500人程度ですね。給付費の実績見込みが計画や平成26年度実績より少なくなっている。中度者が軽度者になることもあるのかもしれないが重度となることのほうが多いと考えられるので、費用も加算してくるよう感じますがどうでしょうか。

事務局：費用が減となった要因として、全体的には報酬改定がありまして、報酬単価の平均がマイナス2.7%となったことが考えられます。ただ、サービスの全てがマイナスということではなくサービスの種類によってはプラスとなったサービスもあります。訪問介護や通所介護は給付が増えていますので、サービスの利用はあると思います。しかし、施設サービスは、全体的にマイナスの報酬改定になっています。北杜市は、施設サービスを利用する方の割合が多いため合計費用が数値的に減少していると思います。もう一つ、地域密着型サービスの利用者は順調に増えています。

委員：国ではこれから住みやすい居宅で暮らせるように応援するので、病院や施設に入所する人を減らしていこうと言っているが、北杜市の方向性はどうか。又北杜市の施設数などの今後の見通しはいかがでしょうか。

事務局：北杜市の介護施設は特養が4施設、老健施設が3施設併せて600床近いベッド数が確保されていますので他の市町村と比べると韮崎等よりは多いですが、南アルプス市や笛吹市と比べるとそうではないと思います。政府では1億総活躍社会の推進をしている中で特養などの施設の増設をということですが、今時点でいうと北杜市では特養などの施設の増設は考えておりません。今は在宅の支援の充実に力をいれて国の動向を見ているところです。病院のベッド数については平成30年に医療改革がありますので、ベッド数は減っていくのではないかと考えています。

委員：高齢化率が進んでいるが給付費が増えてないというのは、介護報酬改定の影響が大きいと思いますが、その影響で介護職員に十分な報酬が払えないのではないかと。介護職が不足していて、募集しても集まらないという現状がありますが、今回の報酬改定はこのことに私は大きく影響していると実感していますので、今後高齢化率が上がっていく中でこういう場でもよく考えていかないといけないなと考えています。

事務局：今回の委員の皆様の中には施設を運営している方もいますし、介護に携わっている方もいらっしゃいますので、是非とも皆様のご意見を聴いていただけたらと思います。

委員：私は、老人保健施設に勤務していますが、去年の制度改定から在宅に戻すと言われていた。老健施設は基本3ヶ月で在宅に戻さなくてはならないのですが、在宅での受け皿がないため返せない。入院していた方が、回復期になるのでリハビリして在宅に戻りましょうとなった時の中間施設として老人保健施設に入所されるのですが、家族は在宅では介護できないという状況になることが多い。それを地域で、例えば在宅に夜中でも訪問してくれるサービスがあるとか、どうしたらよいかすぐには分かりませんが、私の努めている施設として去年から行っているのは、病院と在宅の中間施設としての役割を、繰り返しをするということを行っています。在宅に戻してデイサービス等を受けたりする中で家族が疲れたらショートで利用するなど、この繰り返しを2週間又は1ヶ月とくり返しながらか在宅に戻していく事を行っています。この中で何年かして年をとり、衰えたときに看とりもできることを表に表して家族に分かりやすく説明することもやっています。

委員：国では24時間対応型のサービスメニューも作っていますが実際現実的には北杜市は面積が広く住宅が点在しているので、このようなサービスが参入してきづらい状態になっています。

委員：国の介護報酬カットっていうことは、消費税が10%になると回復するのですか。

事務局：消費税は低所得者の介護保険料に充てられることになっていますが、介護報酬へとい

ことはないかと思います。

委員：私の特別養護老人ホームでは、介護報酬改定で2,000万円以上収入が減りました。ただし、職員の処遇改善加算がくるのでそれが約6,400万円位です。ですが、それはすべて人件費となりますので、施設としての余剰金にはなりません。サービスの質は落とすことはできませんので、苦しいですが節約するなど工夫しながら乗り切らなくてはならないと職員で話しているところです。

委員：北杜市は独居老人が多いが、ご家族がいて問題解決できる方はまだいいのですが、独居の方がどうしようもないという時に行政のほうに来ると思います。北杜市は面積が広いので距離が遠くて訪問介護看護の参入は、難しいと聞きますのでその点はどのように考えているのでしょうか。

事務局：国から病院機能も急性期から回復期へ転換ということが言われています。平成28年度から国の政策にあるようにリハビリなどをして在宅に戻すという計画があります。県のレベルでは、在宅サービスを支える訪問看護師を育成することを平成26年度から取り組んでいます。

委員：長野県の病院では小淵沢までは訪問に来てくれるが、長坂は来てくれません。それから明野、大泉、白州、武川は診療所が頑張っています。長坂、高根、須玉はどうでしょうか。心配です。何かこのことについてありますか。

事務局：在宅に向けてのシステムづくりを国では進めています。そこに向けての期間がどの位かかるのか分かりません。人材の問題もありますので医師の育成などもあるので難しい問題は山ずみであります。

(3) 平成28年度地域支援事業計画案について

○事務局より、資料3-1、3-2、3-3に基づいて説明

【主な説明事項】

- ・住民主体型介護サービス事業費補助金交付要綱（案）
- ・地域支援事業交付要綱抜粋
- ・介護支援ボランティア事業実施要綱（改正案）

（質疑・意見）

委員：「はつらつシルバー」について、週1回の実施は多くないでしょうか。私の地区では今まで年間2回くらいでした。週1回以上行わないと認められないということでしょうか。

事務局：今までは、高齢者の交流の場でありましたが、今回の要綱の改正で交流の場は一般介護予防普及啓発事業の方で行いたいと考えています。今後どのようにこの事業を

展開していくかということを考えています。

委員：私の地区では、年2回ではあったが多くの高齢者が参加していたので、その事業が認められないということになると残念である。

事務局：講師を呼んだときの講師への謝礼は対象となります。

委員：今までの「はつらつシルバー」でも講師料をいただいたことはありますが、それとは違うのですか。

事務局：今までの講師料は、保健推進委員の皆様が出しこしていましたが、北杜市が直接講師に謝礼を支払うこととなります。

委員：講師の謝礼以外の経費は出ないのでしょうか。活動奨励金は、なくなるのでしょうか。

事務局：その部分は見直すことになりました。

委員：それでしたら、どうやって人を集めるのでしょうか。お弁当など出すと人が来る。有名な講師を呼んでもそれだけでは人は集まらない。

事務局：皆様からいただく税金や保険料から支払いますので、大切に使わなくてはと考えています。そのためお弁当などは個人で負担してもらうべきではないかと思えます。国の要綱改正では、効果的効率的ということが問われていますので、これを重視した改正となっています。いろいろな意見もあると思いますが、私たちも住民のみなさまに説明して御理解を得なくてはならないと思っています。

事務局：国の要綱改正で、週1回なら補助金が出るが今のままですと国から補助金がもらえなくなります。今までどおり年6回程度の開催では、その分を単独北杜市で負担しなくてはならなくなります。

委員：在宅重視と言うことなら、今後そういう所にお金を出してもいいのではないのでしょうか。

委員：保健推進委員がいるところは全てこの回数開催しなくてはいけないのでしょうか。

事務局：こちらとしては、開催して欲しいと思います。

委員：今まで講師は、自分の地域の人が講師となってその分の金額をお茶菓子などにして、ぎりぎりで行ってきました。地域の老人の方が来てもらうことは意義のあることで、我々もそれを協力して推進してきたが、事業に来る方が減ってしまうのではないか。結局は区費か何かで出すということでしょうか。

委員：私もこれまで4年間「はつらつシルバー」をやってきました。しかし、年6回は仕事をしながら行うのは難しい。理学療法士や作業療法士を講師に呼んで行ったりしました。今までは、立て替えて後日講師料と場所代を請求していた。去年から講師料の金額が書いてあり領収書をもらわなくてはならなくなった。はつらつシルバーの目的は介護度があがらず元気にはつらつと家で暮らしましょうよと言う目的があると思うのです。そういう元気な高齢者が介護保険料を払っているのですから、その方達に

メリットがないのは納得いかないのではないかと。元気なお年寄りに還元するべきではないでしょうか。

事務局：今までどおりのことは、はつらつシルバーではできなくなりますので、どうするかというと、介護予防事業で公民館カフェという事業があり、この事業では、はつらつシルバーで行っていた集いや交流を行うことができます。1回5,000円の補助事業費がでます。介護サポートリーダーの方が中心となって各公民館で活動してもらえればと思います。

委員：そういうことで事業を行って広げていくのはいいことだと思いますが、事業名が分かりづらいということもあると思います。

事務局：はつらつシルバーを学習の場とし、集いや集まる場を公民館カフェということで介護予防サポートリーダーの方達が50名位いるのでそういう方達が各地区で活躍しています。そういう所をもっとのばしていきたい。介護予防サポートリーダーを増やしていきたい。

委員：一般介護予防事業を行うと1回5,000円事業費がでるとのことですね。

委員：それは、サポートリーダーが中心になって行うんですね。そういう人が地域にいないと継続出来ないですね。

事務局：まだ、サポートリーダーが50人なので、この方達を養成しつつ行えたらと思います。

委員：内容の差があると思うのですが、はつらつシルバーは多少なりとも知識を教える、勉強をする。しかし、公民館カフェだと集まってしゃべるだけという雰囲気になりやすい。

事務局：公民館カフェでは、集まって貯筋体操などした後、お茶を飲むこともできます。

委員：公民館カフェを主催する人達のかなりの頑張りがないと大変だということと、送迎をする足の問題だとか、具体的に色々問題があるため市の支えがないと事業を行うのが困難であり、メンバーも増やしていかないとなりません。サポート体制がないと難しいため市で基盤づくりをしていただけたらと思います。

事務局：基盤づくりですが、サポートリーダーには養成後も学習会を開催しスキルアップをしていただいています。3月にも研修に行ってもらいました。

委員：事業内容が変わるときでありますので、いろいろな意見がでますが、皆で考えていかないと行けません。2025年には5人に1人が認知症になると言われています。行政に全てをまかせるのは難しいと思います。地域で考えてやっていかないとなりません。そこに行政が指導していくがお金をつけることは難しくなります。地域でもどうしたらよいか考えなくてはならないでしょうが、行政でも急に変えるのはどうでしょうか。この委員会から強い意見があったことは申し伝えたい。

○事務局より、資料3-4、3-5、3-6に基づいて説明

【主な説明事項】

- ・介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託事業所の承認について
- ・地域包括支援センター総合相談窓口（ブランチ）の設置について
- ・地域包括支援センターのあり方の検討について
（質疑・意見）

委員：総合相談窓口について、業務はどういう風にすみ分けるのでしょうか。

事務局：軽度な相談は、社会福祉協議会で受けて頂き、内容によって市につなげてもらう。
エリア的には八ヶ岳南麓地域の相談は、社会福祉協議会へととなります。

委員：総合相談窓口もそうですが、ケアプランの委託も含めて市の地域包括支援センターで業務がこなせないのも外部に出すということでしょうか。住民の利便性を考えて窓口を一つ増やすということでしょうか。

事務局：高齢者が増え色々複雑化している。又国からも生活体制整備で在宅生活の支援の充実や医療と介護の連携、認知症施策の推進等を行うようにといわれており、北杜市でも一般介護予防事業等予防に力を入れるよう変えていきたい。

委員：地域包括支援センターの委託か直営かは、市によって違うので難しいです。

事務局：委託は、山梨県内では甲府市のみですが、全国的に委託が増えています。

委員：地域包括支援センターのあり方の検討で三職種が必要とありますが、委託先も三職種を揃えなくてはならないのでしょうか。

事務局：委託の方法等は、どのようになるか検討中です。国では、高齢者人口3,000人～6,000人に1人三職種を揃えなくてはならないというように幅を大きく持たせています。

今後高齢者も増えますので、利便性を考えると必要なことと考えますので検討させて頂きたい。

委員：ちなみに委託するところがありますか。

事務局：これから検討しますが、例えば特別養護老人ホームなどでは、受けてもらえるでしょうか。大きな組織でないと委託は難しいのではないかとも思います。社会福祉協議会等は権利擁護を中心にブランチとして機能してもらいたいと考えています。

委員：地域包括支援センターの仕事は、幅が広いのでよほどの覚悟がないと委託は受けられないですね。保健師も置かなくてはならないですから、一部の委託ならいいですが、全ての委託だと大変です。

委員：総合相談ですが、社協でも権利擁護センターが主ですが何でも相談を受けるよう

にと職員に言っています。権利擁護センターとはイメージがつきにくいですが今後認知症の方が増えていきますので、その人達が自分の財産の管理ができないのでその相談を行います。今後、いろんなところに広げていきたい。

事務局：介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託事業所の承認について、本日の策定委員会は、北杜市地域包括支援センター運営協議会も兼ねているということになりますので、協議会としてご承認いただきたいのですがいかがでしょうか。

委員：介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託事業所の承認について皆様いかがでしょうか。おはかりいたします。

(委員全員一致で承認)

○事務局より、資料3-7、3-8に基づいて説明

【主な説明事項】

- ・生活支援体制整備事業について
- ・認知症総合支援事業について

(質疑・意見)

委員：生活支援体制整備事業について、担い手的な人がいないとコーディネートできないと思うが、市内に担い手がどの位あるのか把握しているのか教えて欲しい。

事務局：今まで研究会を行ってきた中では、担い手の養成は近々の問題だと思っています。社会資源の把握はしているが、平成28年度は担い手を養成して増やしていきたいと考えています。

委員：今いる担い手を増やすということですか。

事務局：今、コーディネーターの配置と協議体を作る所をしているのですが、コーディネーターが増え協議体が活性化していくと地域でどんなことをやっていけるのかその様なことも提案してもらおうと考えています。先日の研究会の中でも、高齢者の移送が困るという声を聞いています。移動の支援をどうしたらよいか、福祉有償運送ではないですが登録しなくても相互に隣近所で組織となって移動支援できないかというようなことを一例ですが、このようなことを今後提案して頂きながら担い手を養成していきたいと思います。

委員：介護保険の利用も難しくなっていく中で、地域の皆で支えることは重要だと考えます。地域に資源がないと利用できないなどとなります。地域にどの程度担い手がいるのか目に見える形にしないと、制度は厳しくなり支える人は少なくなり、今支援してくださっている方がこれからも継続して支援できるか課題だと

思います。

委員：認知症総合支援事業の流れを教えてください。

事務局：民生委員の方や一般の方から相談窓口に来た時に、現在は地域包括支援センターの職員が訪問しているのですが、週一回とかの定期的な訪問まではできない状況であります。その中で、国の流れではありますが、初期集中支援チームが社会福祉士や看護師の方が医療保険と福祉系の職員のペアで訪問しその様子をサポート医に相談する。週1回でも気軽に繋ぎその様子を先生に報告し、必要なら受診するという、半年を1つのクールとして行っていく。半年たたなくても、介護保険の申請ができてケアマネジャーの方にバトンタッチできるようになれば終了になりますが、なかなか引き継げない方は継続ということもあります。初期に集中的に対応していこうという制度となっています。

委員：お医者さんの言うことなら聞くが近所の人の言うことは聞かない、認知症ではないという本人や家族が多い。先生からきちんと説明してもらい家族も自覚してもらうことは大切である。

事務局：そういう時は、先生が訪問する事もできますし、甲陽病院ですと脳のCTもとることもできますので、脳外科的に診断してもらうこともできると思っています。今回甲陽病院に委託するに当たっては、市内のお医者様に認知症対応向上研修を受けていただいておりますが、甲陽病院の先生の中でこの研修を受けた方が多く在籍しているということもあり、八ヶ岳南麓地域ということで高齢者の多い地域でもあること、又、認知症サポート医の中島先生とも連携がとりやすいということもありまして、委託を予定させていただきました。認知症ではないかという初期の頃から支援できたらと考えています。

○事務局より、資料3-9に基づいて説明

【主な説明事項】

・介護用品支給事業の見直しについて

(質疑・意見)

委員：月額はまだもう少し上がらないでしょうか。4現在の金額だと足りないという声を聞きます。上限を上げていただきたい。

事務局：検討したい。

委員：そのような現場の声があれば、この場で発言ください。

委員：今まで条件が厳しく、支給してもらえない方や他の町では受けているのに北杜市では支給してもらえないという声も聞くのでもらえる幅が広がるのは良いことだと思います。

事務局：指定事業者というのがわかりにくいかもしれませんが、市内の事業所でオムツを

扱っている事業者であったら参入できるということなのですが、地域の活性化に繋げたいところです。基本的には指定事業者が介護用品をお届けするという形になります。

委員：介護用品の支給は、オムツのみですか。オムツを処理するための手袋でも良いでしょうか。

事務局：オムツを処理するため手袋も金額の中で適用します。

委員：一日に何回おむつ交換する計算ですか、支給額の根拠はそういう計算で出さないと理解できない。在宅で頑張っている方に、もう少し上乗せして還元してもらいたい。

事務局：改めて、金額については検討したい。

委員：まだまだ話はずきませんが、時間となりました。以上で本日の議事は全て終了となります。

事務局：ありがとうございました。本日で任期が終わりますが皆様ありがとうございました。

④ 閉会のことば（副会長よりあいさつ）